

財団法人練馬区都市整備公社インターンシッププログラム（実習生受入れ） の取扱いに関する協定書

財団法人練馬区都市整備公社（以下「甲」という。）と 大学（以下「乙」という。）は、乙が甲に派遣する学生（以下「実習生」という。）の実習に関して、以下のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、乙が、乙のインターンシップ関連科目の履修生を実習生として甲に派遣し、甲が実習生に対し、実践的な就業体験のインターンシッププログラムを実施するために必要な事項を定める。

（インターンシッププログラムの目的）

第2条 インターンシッププログラムは、実習生が就業体験を通して甲内に設置されている練馬まちづくりセンターの事業に対する理解を深め、甲に所属する職員が、実習生の教育を行うことを通じて、自己啓発の契機を得ることを目的とする。

（実習生の決定）

第3条 実習生は、乙からの推薦に基づき、甲乙協議のうえ決定する。

2 実習生は、甲に別に定める誓約書を提出する。

（実習生の身分および服務）

第4条 実習生は、実習期間中、乙の学生の身分を有する。

2 実習生の服務は、甲の定めを準用し、実習中は甲の指示に従って専念するものとする。

3 実習のうえて知り得た秘密は、実習中および実習修了後においても、第三者に漏らし
てはならない。

（実習の期間および時間）

第5条 実習期間は、甲乙協議のうえ決定する。実習時間は原則として甲の勤務時間内とする。

（実習の実費）

第6条 実習に係る経費（交通費、食費等）は、全て実習生が負担する。

（報酬および費用弁償等）

第7条 甲は、実習生から提供された役務に対して、報酬等一切の金品を支給しない。

(災害補償)

第8条 実習生の実習中の災害に対する補償は、乙および実習生の責任において対応する。

(損害賠償)

第9条 実習生は、故意または重大な過失によって甲および第三者に損害を与えた場合には、甲および第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。

2 実習生が第三者に与えた損害に関して、甲および乙は一切の責任を負わない。

3 実習生が第三者に与えた損害により、甲と乙が第三者に対し損害賠償の責を負った場合には、実習生は甲と乙が被った損害の補填をしなければならない。

(実習の中止)

第10条 実習生が第3条第2項に定める誓約書に反する行為を行った場合、甲が実習生の疾病等により実習の継続が困難であると判断した場合および甲または乙に実習の継続が困難な事態が発生した場合には、甲は、実習を中止することができる。

2 前項の場合においては、甲は乙に速やかに通知する。

(協定書の有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日の翌日から平成21年 月 日までとする。

(その他)

第12条 この協定書に定めのない事項および疑義が生じた場合、ならびに改正の必要が生じたときには、甲乙協議のうえ決定する。

この協定書は2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、それぞれ一通を保有する。

平成 年 月 日

甲 財団法人練馬区都市整備公社

理事長 村 松 昭

乙 大学 学部 学科

学科主任

担当教員